

意見書（案）第12号

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律の廃止を
求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和3年6月21日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者 三鷹市議会議員 伊 沢 けい子
賛成者 " 大 城 美 幸

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律の廃止を
求める意見書

本年5月6日、衆議院憲法審査会において日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（以下「7項目改正案」という。）が、立憲民主党が提出した改正法施行後3年を目途に、広告規制、資金規制、インターネット規制などの検討と措置を講ずるとする附則をつける修正案（以下「修正案」という。）と共に、賛成多数で可決され、5月11日、衆議院本会議、6月11日、参議院本会議で可決された。7項目改正案は重大な問題点があるが、修正案についても、問題は何ら解決されていない欠陥法案のままである。明文改憲に道を開くだけの修正案の衆議院憲法審査会、衆議院本会議、参議院本会議での採決に強く抗議し、廃止を求めるものである。

7項目改正案とは、2016年に累次にわたり改正された公職選挙法（名簿の閲覧、在外選挙人名簿の登録、共通投票所、期日前投票、洋上投票、繰延べ投票、投票所への同伴）の7項目にそろえて改憲手続法を改正するという法案である。

修正案の問題点を要約するならば、第1に、憲法改正国民投票（憲法第96条）は、国民の憲法改正権の具体的行使であり、最高法規としての憲法の正当性を確保する重要な手段であることから、公選法「並び」でよいとする乱暴な議論は憲法上許されない。第2に、7項目の中には、国民投票環境の後退を招く項目があり、さらに、このままでは国民投票ができない国民が出るなど、違憲の疑いのある欠陥法である。第3に、そもそも改憲手続法は、2007年5月、第1次安倍政権において強行採決により成立した時から数多くの問題が未解決のまま十数年にわたり先送りとされてきた。とりわけ運動資金の規制がなく、CM規制が不十分で、最低投票率の定めがないなど、国民投票の結果の公正を担保しないという根本的、致命的な問題点がある。修正案は、これらの「国民投票を金で買う」などの根本的問題が何一つ解決されていない欠陥法案である。

国民の投票機会が十分に保障されず、結果の公正が担保されていない欠陥修正案を急いで成立させる必要性も正当性もないことは明らかである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律の廃止を強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年6月21日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち